

以下は、弊社拠点の神戸市参考資料です。御注意ください。

1 内装制限を受ける建築物等

建基法第35条の2により内装制限を受ける建築物、部分等については、別表のとおりである。

別表第5-1 参照

2 調理室等の火を使用する場所の取扱い

建基政令第128条の4第4項の「内装の制限を受ける調理室等で火を使用する場所」の取扱いは次によること。

- (1) 火気使用部分とその他の部分とが一体である室については、天井からおおむね50cm以上下方に突出した不燃材料でつくり又はおおわれた垂れ壁、その他これに類するもので当該部分が相互に区画された場合を除き、その室のすべてを内装制限の対象とするものであること。
- (2) 季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロ等を用いる室は、内装制限の対象とならないものであること。
- (3) 暖炉、炉等を壁等の建築物の部分として設けた室については、その使用が季節的なものであっても内装制限の対象とするものであること。

(昭和46年1月29日建設省住指発第44号)

3 居室から地上へ通じる津路の取扱い

居室から地上へ通じる廊下、階段その他の通路には、通路入口等に属するロビーの類、避難専用通路、避難上必要な他の用途部分の通り抜け部分等を含むものであること。

(昭和44年5月1日建設省住指発第149号)

4 照明器具カバー、装飾用角材等の取扱い

- (1) 壁又は天井の照明器具のカバー等で内装制限の基準に適合しないものは、壁又は天井面に占める表面積の10分の1を超える場合は内装制限の対象とすること。

(昭和44年5月1日建設省住指発第149号)

(昭和45年1月31日建設省住指発第35号)

- (2) 次に掲げるものは、内装制限の対象としないことができるものであること。

ア 壁、天井面に装飾用として設けた小規模の角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）

イ 和室のさお縁天井のさお縁

5 防火材料の表示

- (1) 成型品のマーク

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料（以下「防火材料」という。）として認定されたもののうち成型品（工場等で製造された規格品）については、工場等からの出荷の際、その表面又は包装に表示マークを附すことになっているので施工前に確認するよう指導すること。

(昭和44年9月2日建設省住指発第352号)

- (2) 施工後の表示マーク

認定された防火材料については、各室又はこれに準ずる用途上の区分ごとに2か所以上に表示マークを附すよう指導すること。

なお、表示マークについては、常時貼付しておくべきものではないが、明らかに表面からのみでは防火材料の区分等が不明のものについては意匠上差し支えない場所（例えば点検口裏等）にちょう付することで差し支えないこと。

(昭和44年9月2日建設省住指発第352号)



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



6 防火材料の施工上等の留意事項

- (1) 火気使用設備周囲に断熱性のない鉄板等の材料を使用したり、湿度の高い場所にかさ比重が高い石綿等を使用すると、内装材料の防火性能が落ちることとなるので使用場所に応じた材料を選択すること。
- (2) 認定された防火材料には、各材料別に附帯条件が附されるものがあるので使用場所、施工上の条件等を確認するものであること。
※ 附帯事項については、耐火・防火構造・材料等便覧（建設省建築指導課監修）等によること。
- (3) 内装の一部にプラスチック系の断熱材料を使用する場合は、直接室内にその表面が表われないように（表面は断熱性を有する不燃材料で覆うことが望ましい。）するとともに引火点の低い接着剤が多く使われることからあらかじめ危険物の取扱いについて指導しておくことが必要である。
- (4) 視認及び初期消火が困難となる場所に断熱材を施工する場合は、防火性能を有する外被を用いた不燃性の断熱材を使用すること。

| ロックウールマット | グラスウールマット |
|---|--|
|  |  |

防火性能を有する外皮が使用されている旨の表示

- (5) 断熱材を施工した天井等の部分にダウンライトを設置する場合には、S型ダウンライトを使用することを原則として指導すること。
ただし、ダウンライトの製造事業者が指定する施工方法により設置する場合はこの限りでない。
S型ダウンライトとは、断熱材の施工に対し特別の注意を必要としないものであって、社団法人日本照明器具工業会規格に適合するものをいう。

7 消防法令上の内装規制

- (1) 建基法上では、床面1.2m以下の部分は規制の対象としていないが、消防法上にあつては、床面から規制の対象範囲になること。
- (2) 次のア及びイに該当する押入れその他これに類するものの壁及び天井については、ウに掲げる内装規定の適用にあたって室内に面する部分として取り扱わないものであること。
- ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物に存すること。
イ 収納のために人が内部に出入りするような規模及び形態を有していないこと。
- ウ 内装規定
- (ア) 政令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）
(イ) 省令第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）
(ウ) 省令第13条第1項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
(エ) 省令第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）
(オ) 条例第37条第1項（屋内消火栓設備に関する基準）
(カ) 特例基準等に関する規程
- なお、室内等に天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さが高い場合（高さがおおむね2m程度以上のもの）や床に固定された場合など、仕切られた空間が二つの別空間となるよう設けられた間仕切りは、上記(3)内装規定の適用を受ける壁として取り扱うものであること。





| 用途等 | 対象となる規模 | | | 内装箇所 | 内装材料 | | |
|--|--|----------------------------------|--------------|----------------------------|------|-----|----|
| | 耐火建築物 | 準耐火建築物 | その他 | | 不燃 | 準不燃 | 難燃 |
| ① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 | 客室の床面積 ≥400㎡ | 客席の床面積 ≥100㎡ | | 居室の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。） | ○ | ○ | ○ |
| ② 病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、養老院、児童福祉施設等 | 3階以上の合計 ≥300㎡（注1） | 2階部分の床面積の合計 ≥300㎡（収容施設がある場合に限る。） | 床面積の合計 ≥200㎡ | | | | |
| ③ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売店（>10㎡） | 3階以上の合計 ≥1,000㎡ | 2階以上の合計 ≥500㎡ | 床面積の合計 ≥200㎡ | 通路の天井及び壁 | ○ | ○ | - |
| ④ 自動車車庫、自動車修理工場 | 全 部 | | | 当該用途部分、通路の天井及び壁 | ○ | ○ | - |
| ⑤ 地階又は地下工作物内で設ける居室を①～③の用途に供する特殊建築物 | 全 部 | | | 居室、廊下、階段、通路等の天井及び壁 | ○ | ○ | - |
| ⑥ 学校、体育館及び高さ31m以下の②の用途部分を除くすべての用途 | ・階数3以上→延べ面積>500㎡ ・階数2以上→延べ面積>1,000㎡ ・階数1以上→延べ面積>3,000㎡ | | | 居室の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。） | ○ | ○ | ○ |
| | | | | 廊下、階段、通路等の天井及び壁 | ○ | ○ | - |
| ⑦ 無窓居室（開放できる窓等（天井から80cm以内）<居室床面積× $\frac{1}{50}$ ） | 当該居室の床面積>50㎡（ただし、天井の高さが6mを超えるものを除く。） | | | 居室、廊下、階段その他の通路等の天井及び壁 | ○ | ○ | - |
| ⑧ 採光無窓の居室（建基政令20条の有効採光のない温湿度調整を要する作業室等） | 全 部 | | | | | | |
| ⑨ 住宅及び併用住宅の調理室、浴室等 | 階数2以上の建築物の最上階以外の階 | | | 調理室等の天井及び壁 | ○ | ○ | - |
| ⑩ 住宅以外の調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室等 | 全 部 | | | | | | |
| ⑪ ①、②及び③の用途 | 3階以上の階に居室があるもの | | | 居室の天井 | ○ | ○ | - |

別表第5-1 特殊建築物等の内装一覧表

